

■納める方

1月1日現在、土地、家屋の所有者として
固定資産課税台帳に登録されている方。

■納める額（税額）

固定資産の評価は、国（総務大臣）が定めた
固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村
長がその価格を決定します。

この価格を基に、税額を算出するための課税
標準額を算定し、税率を乗じて税額を算出
します。

課税標準額 × 税率

■税率

- 固定資産税・・・1.4%
- 都市計画税・・・0.23%

■納める方法と時期

4月、7月、11月、1月の年4回で、
市役所から4月にお送りする納税通知書
により納めていただきます。

固定資産税

固定資産税は、市税の約40%
を占め、市民税とともに、福祉、
救急、ゴミ収集等基礎的な行政
サービスを提供するための基幹
税目として、重要な役割を果たし
ています。

都市計画税

都市計画税は、学校、公園、道路、
下水道などを整備し、都市の健全な
発展と秩序ある街づくりの費用に
あてるための目的税です。

こていしさんぜい 固定資産税



【発行】

千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市役所 財務部 固定資産税課
電話：047-366-7323（直通）
FAX：047-365-9488



市ホームページ
「固定資産税課トップページ」

Q & A

Q

土地の固定資産税はどのように評価されますか？

A

国（総務大臣）が定める固定資産評価基準に基づき地目別に定められた評価方法により評価します。地目は、宅地、田及び畑(併せて山林、雑種地等があります)。

Q

家屋の固定資産税は対象となる家屋にどのような要件がありますか？

A

家屋とは一般に、住宅、店舗、事務所、病院、工場、倉庫等の建物をいいます。対象となる家屋は下記の3つの要件に該当している場合です。

- ① 屋根及び周壁等により、雨や風をしのげること（外気分断性）。
- ② 居宅、店舗、車庫などとして使用していること（用途性）。
- ③ 土地に定着した建物であること（土地への定着性）。

Q & A

Q

年の途中で家屋を取壊したり、新築した場合の固定資産税はどのようになりますか。

A

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在している土地や家屋が対象となります。年の途中で家屋を取壊し、無くなっても、その年の4月から始まる年度分については、課税の対象となります。

また、年の途中で新築した家屋については、その年の4月から始まる年度分の翌年度分から対象となります。

詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
「固定資産税 Q&A」

お願い

土地や家屋の利用状況の変更や、家屋の新築・取壊し等をされた場合には、固定資産税課にご連絡ください。

Q & A

Q

住宅を壊したら税額が高くなったのはなぜですか？

A

住宅用地（住宅などの敷地）は特例措置により税額が軽減されています。住宅を壊したことでより住宅用地の特例が適用されなくなったためです（土地の税額は数倍の上昇となります）。

住宅用地特例（住戸1戸ごとに設定）

区分	本則課税標準額	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	価格×1/3	価格×2/3

(例)

